

株式会社松江ガスサービスの取扱いについて

松江ガスサービスの取扱いについて

1. (株)松江ガスサービスについて

- (株)松江ガスサービス（以下MGS）は、ガス局とLPガス事業者が出資する、市ガス事業の受託業務を行う組織である。
- ガス局が株式の過半を保有しており、ガス局長が代表取締役を務める。
- 主たる業務は消費機器の保安業務等である。
- 市ガス事業の譲渡後は、MGSの現行業務は、譲受者が自前で実施する可能性もある。その場合、MGSは事業継続が困難となることも想定される。

資本金	1,000万円 ・ガス局 104株 52% ・岩谷産業(株) 48株 24% ・山陰酸素工業(株) 48株 24%
社員数	・正社員 10名（男9名、女1名） ・嘱託社員 2名（うち1名は役員兼務） ※令和6年5月現在
事業内容	<松江市ガス局からの受託業務> ・定期保安調査業務 ・開閉栓業務 ・ガスメーター取替業務 など <自主事業> ・ガス機器等の販売、設置、修理
決算	・売上高 154,664千円 ・売上原価 66,803千円 ・販管費 83,204千円 ・営業利益/当期純利益 4,657千円/5,355千円

2. MGSの取扱いについて

- ガス局としては、MGSの社員の雇用を維持する必要がある。また、お客様の観点で、業務が円滑に継続されることも必要であり、この場合も、現社員が業務を継続することが望ましい。
- MGSの取扱いについて、ガス事業との一体譲渡、清算、（市が出資を解消したうえで）事業継続を比較すると、より雇用面で有利なのは、一体譲渡と考えられる。なお、ガス事業者にとっては、自社体制を敷く自由度が減ることや、子会社を抱えるリスクもあるが、概ね一体譲渡は可能との意見があった。

各取扱い方法に係るメリット・デメリット

取扱い方策	メリット	デメリット
都市ガス事業と 一体譲渡	・ 現在と同等の雇用条件で、社員の雇用を維持しやすい ・ 譲受者の自社体制よりも、円滑な業務継続が期待できる	・ 譲受者は不要な子会社を抱えることになる*
会社を清算	・ 社員の雇用を譲渡条件とすることで、雇用維持の可能性がある。 ・ 譲受者が自社の体制を構築しやすい	・ 社員の雇用条件が変わる可能性がある。 ・ 譲受者の自前の体制のため、業務継続に懸念あり
事業継続	・ 市は出資の解消が必要なため、市による「事業継続」は選択不可	・ 譲受者から委託を継続できなければ、社員の雇用が失われる

* 民間事業者へのヒアリングでは、事業者側も譲渡後の円滑な業務継続をメリットと捉えており、子会社を抱えることが致命的な支障である、という意見はない。

3. 一体譲渡に係る論点

- 都市ガス事業と一体譲渡する場合は、株主総会での決議が必要である。※清算の場合も同様。
- 一体譲渡の場合、これを公募の譲渡条件とするためには、下記スケジュール内での決議が求められる。
→現在、出資2社からの株式取得を交渉中
- 2社からスケジュール内に同意が得られない場合は、MGSの処遇は譲受者の意向に左右されることになる。
→この場合でも、雇用の維持を担保するために、公募時に希望する社員の転籍受入れを譲渡条件として付すことが必要となる。

一体譲渡に向けた検討スケジュール

